

(論文)

## 戦国期筑前国室見川の河川交通について

—— 流路の変遷を中心に ——

On the Transportation of Murumi River in Chikuzen of Sengoku Period

吉良 国光

はじめに

福岡平野の西部、福岡市と佐賀県の境界をなす脊振山系に源を發し、北流して博多湾に注ぐ室見川は全長十五・五キロの二級河川である。上流域には脊振山東門寺領である脇山院が存在し、以下博多湾に注ぐまでの流域には天満宮領である入部庄、戸栗、重富、皇室領の野介庄、阿蘇社領である山門庄、聖福寺領西山、宮崎宮領次郎丸、さらには国衙領として四箇村、野方、小田部、有田等々の所領が広がっている。

本稿では、このうち中流域に位置する四箇村と室見川の関わりについて、考察を加える事とする。

## 一節 狩河について

四箇村とは、榊、曾賀部、警固、新原の四ヶ村からなる共同体<sup>1</sup>の呼称である。さらに四箇村は龍山の利用をめぐる西山と五ヶ村共同体を形成しており、四箇村と西山の間でその利用について文明年間以降、早良郡代や西山の領主聖福寺を巻き込んだ相論が繰り返

返されている。各村の領有関係や龍山をめぐる相論の過程については、別稿に論じているので、詳しくはそちらを参照していただくとして、必要事項だけを確認しておく。警固については、史料的に確認できないが、榊、曾賀部については公領であり、戦国期には大内氏被官の防長国人に給所として宛行われている。新原村については大宰府天満宮領で天正十五年(一五八七)の天満宮領目録に「拾式町 毎月廿五日御月忌料所」とある。西山村については弘治三年(一五五七)の聖福寺料目録に「早良郡内西山伍町之事」とあるが、後に触れる天文三年(一五三四)の四ヶ村同心申状によると、三〇町以上の田代があり、一〇人の給人に給地として宛行われている。各村には榊、有久、新原、西山等の各村の有力者<sup>2</sup>地侍層があり、彼等は入会地である龍山の利益をめぐる、村を代表して村の利害・権益の獲得のために政治的・軍事的に活動すると共に、大内氏の早良郡代の支配下にあつて、早良郡支配の軍事的拠点安楽平城の城衆を務めている。

さて、各村と龍山の位置関係について地図①を参照していただきたいが、別稿でも指摘しておいたように、龍山は本来的には西山の入会地であり、平野の中央部に位置して村内に山林を持たない四箇村との間で、歴史上のある時点で政治的取り決めが成され、五ヶ村の入会地とされたものである。取り決めの詳しい内容については不明であるが、「龍山之事、五ヶ村ヨリ外不可切」とあるように、五ヶ村の独占的用途が大内氏の早良郡代、聖福寺により認められた入会地である。但し山の利用にあたっては、「山之口」役<sup>3</sup>山公事と呼ばれるものを納めなければならない。「彼山公事二方へ仕来候、聖福寺へ脇名子<sup>4</sup>」<sup>5</sup>年中三度被召仕候、侍分之者、入部庄御領主へ狩河并年中二度人<sup>6</sup>を被召候、此儀より外に八山公事無御座候」と



地図① 雁川、警固、新原、榊、西山、龍山、警固神社を入れた図



写真(1) 西山の集落、谷の奥が龍山、手前右が妙見社の森

か「人足事、小百姓者、壹年三ヶ度可勤候、侍分之人者、狩河之時、可被出之及候、相構不可有無沙汰之儀候」とあるように、脇名子、小百姓と呼ばれる弱小農民は年中に三度の人足を聖福寺に、侍身分の者は入部庄領主に「狩河」の時に人足を出す決まりになっていた。そしてこれらの山公事<sup>11</sup>「山之口」役の執行は西山村の有力者或いは庄司、下司等の庄官が行っている。龍山自体は入部庄の庄域に含まれ、他方本来的には西山の入会地であり、実際の管理は西山の村民が行っていた、という事情が人足を聖福寺と入部庄領主の二方に務めるといふ複雑な関係となつた、と思われる。聖福寺はこの外、龍山の利用のために使用する道が西山を通っている事から、「道之公事」と呼ばれる物を、徴収している。

さて、この山公事で侍分の者がつとめる「狩河之時」の「狩河」とはどのような内容の物であろうか。他に具体的事例を探し出せないでいるが、辞典類によると「木材を筏に組まず、一本ずつ川に落として流す」「とびぐちで木材を流す仕事」とある。これから推測するに龍山から切り出し、室見川の川縁まで馬で運び出された木材を、室見川を使って、河口まで運ぶ川下しの作業であろう。また永正三年（一五〇六）の早良郡鎮守社である飯盛宮の行事役を勤める屋敷注文によると、榊村分について次のような記載がみられる。

榊分 有説ハ墨田屋敷も入候由申候

古川次郎衛門屋敷 道善屋敷 次郎丸屋敷 □川次郎九郎屋敷  
古川酒屋々敷 かうへ屋敷 □と口屋敷 かり川六郎四郎屋敷  
かり川三郎衛門屋敷 かうへ屋敷 (傍点筆者)

「かり川六郎四郎」「かり川三郎衛門」等は狩河、つまり材木の川下しを専業とする職人であり、当時榊村内にはこうした材木の川下しを専業とする人々がいた事がわかる。さらに『筑前国続風土記附

録』の四箇村の項には次のような記載も見られる。

雁川天神社 カリカワ

雁川五戸の産神也。埴安命を祭れり。文龜元年鎮座し給ふといふ

雁川天神社自体は現存せず、その跡は確認されるが、現在は近くの警固神社に合祀されている。雁川の集落自体は現在も存在しており（地図①）、狩河から付けられた村名であろう。材木の川下しを専業とする人びとが住んでいた地域は、江戸中期には榊村から分かれて独立し、「雁川」と呼ばれる集落を形成していた事がわかる。

弱小農民が出ず年中三度の人足とは、龍山からの材木をはじめとする物資の採取等であろう。他方狩河川下しの人足は侍分に限定されており、この事から室見川の河川交通は侍身分の者により握られていた可能性が考えられる。

## 二節 天文十三年の四ヶ村同心申状案について

龍山の利用をめぐるトラブルは史料上は文明十七年（一四八五）から確認されるが、この年他郷（下村）により龍山の木を切られる事態が出来ており、五ヶ村は郡代遠田兼常に訴え、他郷の利用を禁止する郡代の下知状が下されている。その後、延徳三年（一四九一）には西山の庄屋である次郎太郎が「山之口」を質物に置き、結果的には売却、という事態がおき、五ヶ村内部の武力衝突にまで発展し、郡代遠田兼常と聖福寺は次郎太郎を地下から追放し、無為に取りなす事で収まっている。さらに天文十三年（一五四四）には、四箇村同心は聖福寺（円覚寺）と西山下司因与康による新儀非道を



地図② 姪浜、橋本、山門、室見川、四箇村、西山、龍山を入れた図

三ヶ条にわたり訴えて<sup>15</sup>いる。それによると因与<sup>16</sup>康は郡内の村々、山門、橋本、姪浜津以下から過分に札銭を取り立て、札を配って、人馬を龍山に入れ、白野に切り成した為、水足が懸かる田代三十町ばかりは給人が十人ほどいるが、用水が断絶した。さらに西山村鎮守社の妙見社の神所を切り払い、用木は諸人に売り、用木にならないような木は神域内に炭窯を拵えて炭を焼いたとある。四箇村同心は、これに対し五ヶ村による龍山の独占的用途を認められた代裁許状や聖福寺の書状等を証文として聖福寺に佯言<sup>17</sup>抗議しており、それに対して聖福寺(円覚寺)は二月十四日という期限を設定して「彼龍山を御郡中衆ニ可被切払候、五ヶ村ノ名主衆指寄事候ハ、与康下人五人も三人も届を仕候へと被仰付候由、与康より此方へ被申渡候、如此被召候する時ハ、迷惑ニ存候て、四ヶ村之内道をほり切候、誠に翌〇十六姪浜・山門人馬濟々罷上候を、此方より追帰候」とある。武力を使用してでも龍山を郡中衆に使わせ、札銭を取ろうとする聖福寺(円覚寺)に対し、五ヶ村名主等は「四ヶ村之内」に道を掘り切り、姪浜や山門から上ってきた人馬を追い返す、という実力行使を行っている。

さて姪浜や山門庄から龍山に入り、木を切り出し、室見川を使用して川下しを行うとしても、現在の地形では四ヶ村内を通らずに行う事ができる(地図②)。にもかかわらず四ヶ村同心はなぜ「四ヶ村之内」に道を掘り切る、という実力行使にでたのであろうか。又何故それが有効であったのであろうか。

### 三節 室見川の旧河道について

『筑前国統風土記附録』の「河水記」早良郡の室見川に掛けられた堰の項には「ヲ、イテ堰手<sup>長三貳間</sup>打長拾間 田數百七拾五町九反廿式歩 潤 東入部」とある。大井手堰は室見川が内野から入部に入り、西方向に流路を変える地点、東入部の平尾に設けられ、この堰から取水された水路は、東入部(四五町五反余)、西入部(八町)、四箇村(四五町)、田村(五〇町余)、次郎丸(一一町余)、免(一五町)、計一七五町余の水田を潤す、と記載されている。現在この水路の本流は取水された後、荒平山の麓を流れ、東入部六丁目から同四丁目へ北西向きを変え、四箇村へと流れ込んでいる。一方、取水され



写真(2) 大井手堰、右が取水口、中央鉄塔の右奥辺りが、四箇村



写真(3) 水路(貞島川)と雁川の集落

た後、分水された水路は東西の入部の間を通り、四箇村で本流と合流して警固、雁川の東を巻くように流れ、貞島から田村を経て室見川に合流している（地図①）。この水路は、「貞島川」と呼ばれ、川といえる程の大きな水路であるが、「河水記」に記された水路は東西の入部を潤している事から考えて、本流ではなく、この分水された方の水路に相当する可能性が高い。ともあれ基本的はこの水路が、室見川の旧河道にほぼ相当するもの、と推測している。以下その理由について述べる。

(1) 前に述べたように、現在の地形・室見川の流路であれば、姪浜や山門の住人は龍山から切り出した木を、室見川を使って川下しを行うにしても、四ヶ村内を通らずに材木を運ぶ事ができ、姪浜や山門から龍山を利用するためにやってきた人馬を追い返すために「四ヶ村之内」の道を掘り切った事の意味が説明できない。仮に想定通りの旧河道であるとすれば、龍山から切り出された材木は四ヶ村内を通って雁川の集落まで運ばれ、ここから雁川の住人により狩河、つまり川下しが行われたであろう。従って、雁川に至る四箇村内の道のいずれかの地点を掘り切る事で姪浜や山門の龍山の利用、材木の切り出しを防ぐ事ができたと考えられる。



写真(4) 手前の森が警固神社(右)と老松社(左)、向こうの谷の入口が西山、谷の奥が龍山

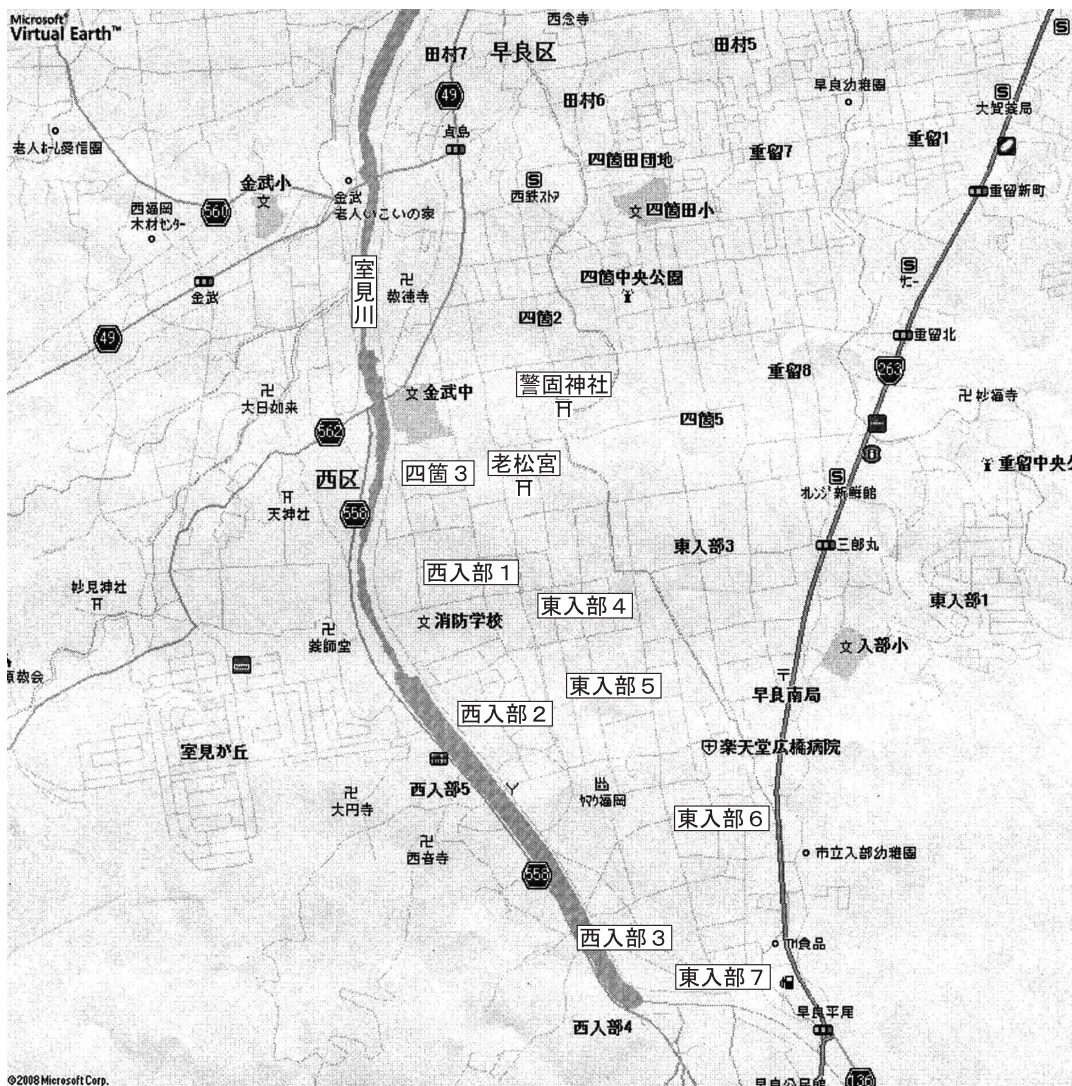
(2) 四箇村が西山と龍山の利用を廻り共同体を形成した理由。現在の地形であれば、四箇村と西山の集落は距離的に見てかなり離れており、しかも間に室見川が横たわっている。室見川を渡り、西山からさらに奥の龍山を入会地として使用し、木々やその他採取した物資を四箇村に持ち帰るのは、かなりの困難を伴う。むしろ油山の麓に位置する重留等の集落のほうが近く、地形的にも平坦な道を通じており、共同体を組むにしてもはるかに至便であろう。また西山にしても、龍山の利用を四箇村に認めるメリットはほとんど無く、四箇村と共同体を組んだ理由を説明する事ができない。他方、室見川の旧河道が想定通りであるとすれば、状態は一変する。四箇村と西山は川で遮られることなく、道で繋がりが、むしろ重留等油山西麓の集落とは室見川で遮られる事となる。しかも龍山から切り出された材木等は四ヶ村内を通り、雁川から川下しが行われたとすれば、切り出された物資の搬出をめぐり、日常的に四箇村と龍山・西山との結びつきはできており、四箇村にとって龍山は馴染みの山である。また西山にしても材木の搬送、川下しに四箇村の協力を必要としたであろう。こうした事が四箇村と西山が龍山の利用をめぐり共同体を構築した原因と考えられる。



写真(5) 室見川の向こうが四箇村、明法寺の奥が警固神社、右の森が老松社

(3) 西入部と東入部の境界。  
 入部は現在、東入部と西入部からなる。こうした村や庄、郡等の領域、行政区画の境界は地形、特に山や川により規定されている場合が多く、入部の場合も室見川により東西に分けられたと考えられる。現在の両村の境界は、地図③に見るように西入部一から三丁目までは室見川東岸に位置し、東入部の四から七丁目と堺を接している。そしてこの境界は前に述べたように大井手関から取水されて東・西の入部を潤し、四箇村へと流れる水路とほぼ符合している。入部がいつ頃東西に分割されたのか、残念ながら史料上確認できないが、分割の際の境界とされたのが室見川の旧河道であったと推測される。

以上、室見川の流路が少なくとも十六世紀中葉までは、現在の流路とは異なって平野の中央部を流れていたと推測される事について述べたが、それではい



地図③ 大井堰と水路の流路、田村まで

頃、どういう要因により、現在ののように平野の西よりの地域に流路が変更されたのか、その事が明確にされてはじめて以上の推測も説得力を持つことができる。その為にはその後の史料や絵図類の検討が必要であり、現在のところ保留せざるを得ない。

おわりに

以上十五世紀中頃の室見川は流路が現在とは異なっており、その事は単に流路の問題に止まらず、西山と四ヶ村の共同体、入会地の設定等の問題にも深く影響している事を述べた。また室見川沿いの地域には材木の川下しを専業とする人々が住んでおり、室見川は材木を初めとする物資の輸送を担う交通上の大動脈であった。それと共にこうした重要な室見川の河川交通が侍身分の者により握られていた可能性について指摘したが、その事がこの地域の人々にとつて持つ意味については、稿を改めて論じる事にしたい。

注

- (1) 四箇村に関する研究として、以下の物があげられる。太田順三「戦国大名大内氏と寺社徳政」、『佐賀大教養部研究紀要』第一三巻、一九八一年、同「北部九州之戦国大名両国下の村落とその支配」、『佐賀大学教養部研究紀要』第一五巻、一九八三年、佐伯弘次「大内氏の筑前国郡代」、『九州史学』六九号、一九八〇年、木村忠夫編『九州大名の研究』に再録、藤木久志「戦国九州の村と城」(同『土一揆と城の戦国を行く』朝日新聞社、二〇〇六年、初出は二〇〇四年)、稲葉継陽「戦国期

北部九州における領国支配と村に関する覚書」(藤木久志・蔵持重裕編『莊園と村を歩く II』、校倉書房、二〇〇四年)、吉良国光「中世村落における古文書の保存と活用—— 榊文書を素材として——」(大分県立芸術文化短期大学『研究紀要』第四六巻、二〇〇八年)。

(2) 注(1) 拙稿。

(3) 「明法寺榊文書」四一号(福岡市編集委員会篇『新修 福岡市史』資料篇 中世一、二〇一〇年)。以下「明法寺榊文書」は全てこれによる。

(4) 「明法寺榊文書」四二二号。

(5) 「明法寺榊文書」四〇号。

(6) 「明法寺榊文書」一七・一九・四二号。

(7) 「彼龍山事者、入部庄之内に候、神代右近少監正綱与興景兩人当知行之山候」(「明法寺榊文書」一四号)とあり、天満宮領入部庄に含まれているが、天文十三年当時は大内氏の早良郡代を勤めた神代正綱と当時早良郡代である大村興景が惣田数八十町の内をそれぞれ四十町宛知行していた(天文十五年四月五日、大村興景讓状(「常栄寺文書」、『太宰府・太宰府天満宮史料 卷十四』所収)。

(8) 前述のように、「山之口」役の徴収等を、西山の庄司が行っており、また後述するように西山の庄屋次郎太郎が「山之口」役を質物におき、他の四ヶ村との対立が惹起する等、西山は龍山について、他の四ヶ村とは異なる権利をもっている。又地理的位置関係からみても、龍山は本来、西山の入会地であったと思われる。注(1) 拙稿参照。

(9) 「明法寺榊文書」一四号。



- (10) 小学館『日本国語大辞典』には、以上の用語の外「一人が大きなざるを持ち、そこへ別の者が魚を追い込んで捕る漁法」という項目もあげている。しかし龍山公事として、入部庄領主に勤める内容としては、漁法よりも川下しの方が、適当であろう。
- (11) 「青柳文書」一五―二(福岡市編集委員会編『新修 福岡市史』資料編 中世二、二〇一〇年)。
- (12) 注(1) 拙稿。
- (13) 「明法寺榊文書」三八号。
- (14) 「明法寺榊文書」一九・三九・四〇号。
- (15) 「明法寺榊文書」四一号。
- (16) 因与康については、天文七年五月廿一日大内義隆袖判下文写(麻生文書三二―三三三号、『新修 福岡市史』資料編 中世一)にみえる因与四郎景康のことであろう。景康はこの時、大内義隆から筑前国早良郡内八町地を宛行われており、この八町地が西山内の田地であった事も十分に考えられる。とすれば因与康は西山に給地を与えられた大内氏の被官であり、同時に聖福寺から西山の下司に任命された人物ということになる。
- (17) 「道をほり切る」と同じ行為を示す「路地を塞ぐ」行為について、酒井紀美氏は道と山野の開発の一体性について「路地を塞ぐことは、単に通行を遮断するという直接的な意味だけでなく、それによって確保された一定の領域を押さえることも意味していた」(「村落間相論の作法」『徳政一揆と在地の合力』同氏『日本中世の在地社会』吉川弘文館、一九九九年)と指摘している。四箇村の住民が、道を堀り切った行為も、そのことによつて四箇村の龍山領有の正当性を広く聖福寺や郡内の村々に示す、という意味が含まれていたのかもしれない。

- (18) 木村忠夫氏は、西山と四箇が間に室見川を挟んで、距離的にも離れ、しかも水利体系も異にするにもかかわらず、共同体を組んでいることに対し、「不思議に思える」としながら、その理由を「この結合関係が成立したのは西山側ではなく、四箇側の必要性によつてである。それは西山に隣接した竜山と呼ばれる山の入会権を四箇が必要としたためである。もちろん西山がそれに応じる歴史的必然性があったことは当然のことで、あるいは西山は四箇からの出村の形で成立したのかも知れない」と説明されている(『中世粉食文化の背景』、九州大学国司研究室『古代中世史論集』、一九九一年、吉川弘文館)。五ヶ村という共同体が、四箇側の竜山の利用⇨入会権の必要性から成立したとする指摘は正鵠を得たものであるが、西山が応じた理由として、四箇からの出村として成立した、とすることについては、推測に基づくもので、私は本文に述べたように理解している。
- (19) 室見川の流路の変遷について考察を加えた論考として服部英雄「且過と唐房」(『港湾都市と対外貿易 中世都市研究』一〇号、二〇〇四年、新人物往来社)がある。氏は「室見川の河口部分が現在のように姪浜よりも東ではなく、西の十郎川、下山門の方に流れており、河口には舟が入りする港、舟倉があり、唐房⇨中国人街があったと推測されている。氏の推測通りであるとすれば、姪浜や山門、橋本の住人が龍山の材木を切り取った事もより理解しやすくなる。これらの地域は室見川に面した地域となり、龍山から切り取った材木の川下しにより、比較的容易に材木を運送できる立地条件にあったからである。室見川自体は、過去に氾濫、その他の事情により何回も改修工事が繰り返され、流路の変遷があったと思われる。明治三八年になさ

れた大改修工事の記念碑には「流路多屈曲、幅員有広狭、而未嘗有講修治之法、毎年夏秋之交、一有暴雨、則洪水匆臻、(中略)以明治三十二年十月、起工至同三十八年三月竣工焉、閱年六歲、改修堤塘、延長七千七百二十間、工費六万九千一百余円、上自松風橋、下至室見橋、蜿蜒如長蛇、復不留旧時之觀」とある(福岡県早良郡役所編『早良郡志 全』、一九二三年)。流路が屈曲し、川幅も広狭あったのを、河川改修工事で長蛇のようになり、景観が一変したとある。この工事は六千九百円余の国費を投入した大工事であるが、これ以前、江戸時代にも同様な工事は行われたであろうが、今後の調査に委ねたい。